(一) 第438号　昭和27年9月25日 第三種郵便物認可　THE MIIKE　(毎日曜日発行)　昭和31(1956)年7月22日(日)

三池闘争

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭電 528 474 番

編集兼発行人 平島敏治
印刷所 三鉱労組印刷工場

三鑛労組 機関紙

雄別につづいて

期手一万二百五拾円で妥結

手にとるのは二十八日予定

期末手当交渉の対角線交渉を七月二日申入れ、会社がこれに応じて以来要求書の提案をなして、その突破口として、雄別、茂尻、尺別の七月二十日以降の一番方よりの実力行使を指令した。

一方炭労はこの一社重点全面ストに対する対策を講ずるとともに、各社到達のための突入支部を決め、三井は山野、砂川となつた。

正札要求で押す

炭労は第十五回大会の決定に従つて三十一年上期々末手当闘争推進のため中央闘争委員会をつくり、要求貫徹までの一切の交渉権、指令権、妥結権、期末手当闘争全般の指導を委任した。

この闘争委員会には中央執行部全員、九北地方本部執行員二名、山口、常盤地方本部執行委員各一名、十四社労職強本別より各一名の委員を以て中央闘争委員会運営規定に従つて闘争に当つた。

戦術については戦略上、雄別、茂尻、尺別の三支部の重点一斉ストが効果があるとして指令し、傘下組合には期末手当資金カンパとして積立額を一人当五〇〇円指令した。

七月十六日三井も雄別並に赤字決算ではあるが炭界の情勢を考慮して九・一〇〇円（内税抜一・五〇〇円）を回答した。

組合は要求額は正札であるので、諒解出来ないとこれを一蹴した。

七月十六日の第三回団交で初の額として会社は九・一〇〇円（内税抜一・五〇〇円）を支給する回答を出したが、組合は正札要求としてこれを拒絶し再考慮を促した。

十九日雄別は最後回答として第六次に亘る額の提示をなしついに一〇・二五〇円で妥結、三井も二十日同じ条件で協定書を交した。

実力行使と平行交渉

情勢の逼迫につれ炭労では到達闘争実力行使に突入する支部を、三井では砂川、山野に指令した。

三井も遂に妥結

雄別の交渉妥結に引きつゞき、三井も二十日の午後三時より到達の交渉を開始し、次の通り協定書を結んだ。

協定書

三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合とは、三井鉱山株式会社直轄鉱員に対する昭和三十年下期期末手当に関し下記の通り協定する。

記

一、昭和三十年下期期末手当は、昭和三十一年三月末日現在在籍直轄鉱員（組合専従者、嘱役者を除く）で支給当日在籍するもの（組合専従者、嘱役者を除き四月一日以降支給当日までの間の公傷死亡者、停年退職者及び入替採用による退職者を含む）に対し一人当平均一万二百五十円とする。

但し右記、一人当平均額のうち千七百円は無税分とする。

二、各人別配分方法について、各事業所毎に会社は支部と協議の上決定する。

昭和三十一年七月二十日

三井鉱山株式会社
社長 栗木幹

日本炭鉱労働組合
執行委員長 原茂

諒解事項

三井鉱山株式会社と全国三井炭鉱労働組合連合会とは三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合との間に締結された昭和三十年下期期末手当に関し、協定書に基き左記の通り諒解する。

記

一、期末手当の各人別配分額中無税分千七百円（配分額が千七百円に満たないものは其の全額）については会社と日本団体生命保険株式会社との間に契約した「脱退給付、福祉団体、定期保険」に基く中間貸与金を以て交付する。

二、期末手当財源算出方法は一万二百九十円に支給対象人員を乗じるものとする。

三、今春鉱業学校を卒業し、四月一日以降直轄鉱員に採用され、且つ支給当日在籍するものは協定書記一の財源算出の基礎人員及び支給対象人員に含むものとする。

四、本年四月一日、三池港務所に於いて契約荷役夫より直轄鉱員に切替え、且つ支給当日在籍する者は、支給対象人員に含む。

昭和三十一年七月二十日

三井鉱山株式会社
社長 栗木幹

全国三井炭鉱労働組合連合会
執行委員長 畠山義之助

確認事項

四月以降採用者（鉱業学校卒業生、三池直傭よりの切替者を除く）に対し、金一封を三鉱連に支給することを確認した。

期手闘争中に三川支部で掲げられたポスター

抵抗の精神

前進

大峰の闘争もロックアウトを受けて立ちいよいよ長期かつ深刻な様相を示して来たが最近各山に起つている一連の動きはたしかに「巻き返し」の象徴といわざるを得ない。三池をはじめ杵島、大峰の問題は何れも会社側の部分スト対策と職場闘争（交渉）抑圧が一緒に組み合わされて打ち出されて来ているし、京の上労組に至つては基準法も、労組法もクソ食らえといわんばかりの前世紀的ふるまいである。そして、このような傾向は今後ますます強くなつて行くであろうと思われる。

われわれはこの様な前提に立ちまた四十三日スト後の会社の態度を身近かに感じながら今年度の活動方針を提案することとした。

× ×

今期の活動方針は「抵抗」の二字につきる。抵抗は、華やかな色彩を伴わないだけに忍耐を必要とするし、組合運動をストライキにたよつた「物取り」の面だけから眺める人々には「組合無用」の声さえ起りかねない場合もあろう。然しわれわれは全闘以来好意的に呼ばれてきた「特殊部落」の名に名実共に価する為には四十三日以後の実態を反省し、この態勢を早急に再整備するものである。

抵抗は敵の一撃に直ちに反撃を加えない場合もある。其の時の彼我の力関係と将来の見通しを計算に入れて、味方の損耗を避けながら敵の弱点を最大に利用することを考えねばならない。しかもその為には内部の統一と闘争力の充実を先決とする。今次の方針で会社的新秩序確立への抵抗と分断支配への抵抗を二大支柱としたゆえんである。

× ×

分断支配に対しては各組織、各個人が徹底的にエゴ（利己心）とセクト（縄張り）をなくすることを心掛けねばならない。如何にそれが困難であるかはわれわれ自身が一番よく知つているところであるが、このことなくして組織活動が成功することは絶対にない。ここでは多くの説明を省略して有名なフラションの「セクト主義を克服する闘い」の中から数行を引用して繰り返し自問自答してみたい。

セクト主義というやつは魔法使いのおまじない等ではとても打ち破ることのできない頑強で、油断もすきもならない業病のようなものである。

セクト主義をなくするということは次の諸点を理解することだ。

◎労働者階級とブルジョアとは万里の長城で隔離されているものでないこと。したがつてブルジョアのイデオロギーや悪徳が無数の道を通つて労働者階級の陣列にしみこんでくるということ。

◎どんな状況の場合でもわれわれはわれわれが呼びかける労働者をその労働者の、実際の、あるがままの姿の労働者として見るようにし、われわれがその労働者たちにこうあつてほしいと希望するような労働者として見ないようにしなければならない。

◎労働者階級とは同質のイデオロギーを持つた集団ではないということ。

会社財産の番犬！

スト規制法は廃止せよ

スト規制法（電気事業および石炭鉱業における争議行為の方法の規則に関する法律）が昭和二十八年八月七日公布されてから三年目を迎えようとしている。

この法律は炭鉱争議の場合は「保安要員の引揚げ」が禁じられ、電気事業ストの場合は「停電スト」「電源スト」その他電気の正常な供給を直接妨げる行為が禁止され公布の日より三年間が有効となつているので政府はスト規制法の延長、更に拡大強化を意図し次期国会に提案することは必至である。

無用の長物だ

スト規制法が制定されてから、三年間この法律による裁判事件の発生はない。法制定前政府は立法の趣旨として炭労、電産の争議が国民の日常生活に甚大な影響を及ぼし、或は憂いありと酷大宣伝した事は、三年間一度も裁判問題がなかつた事実でこの法が無用の長物であることがわかる。

更に炭労は本年三月賃金闘争でも各経営者が行つたロックアウトという暴挙に対しても自ら積極的に保安を確保した。このような事実は三池の四十三日のスト、現在行われている大峰の場合もいえる。最早スト規制法は無用の長物であることは否められない。

廃止闘争を組む

この様な一方的に労働者のみを罰する、無用の長物たる法案は廃案すべきであるとして炭労では、スト規制法廃止闘争に関する指令を発した。その具体的な行動として、憲法反対闘争委員会を発足し電産、全炭鉱と共闘を組み、七月二十九日一斉決起大会を開くことを指令して来ている。

反対闘争は合法だ

スト規制法反対ストを組合が行う場合、「政治ストの違法性」などと、また当局や会社は云々するかも知れない。しかし、戦後われわれは幾回も法案反対ストを実施し、実績としてすでにその「合法性」を獲得して居り、いまさら改めて云々されるまでもない。破防法等に比べれば遥かに直接的に労働基本権にかゝわるこの法律の場合は憲法第二八条に保障される団体行動権の発動として、その反対ストが合法正当にできうることはもはや論議の余地はない。

一つ一つの悪法を廃止することはわれわれの労働条件向上を意味するものであり、是非闘いとらねばならない。

『私の夢』

俺にもいわせろ

▼皆さんが職場および地域内のことでお気付きの点がありましたらどしどし御投稿下さい。

銀水園 荒木繁義

「明日退院ですね、お芽出とう御座います」「有難う御座います」と会う人毎に挨拶を交しながら、嬉しさの実感が少しも湧かない。

入院前自宅療養中の苦しい生活がマザマザと脳裏に浮ぶ。まして傷病手当が切れて、九カ月悲惨な生活を想うと暗い気持にならざるを得ないのだ。

私ばかりでなく、こうした結核患者の家庭が如何に多いことだろう。

健康の管理が労働の搾取のタメでなく働く者の福祉のタメに行われる社会組織でない以上、長期療養が安心して出来る筈はないのだ。養生より働かざるを得ない立場に追いたてる。

せめて有難い事は、化学療法外科療法の発達によつて、療養の期間をいちじるしく短縮出来る様になつたことだ。

然し発病当時より快復期に至るまで、療養について或はその他の問題についても、闘病生活の体験者が相談相手になつてくれる組織があつたならば如何に心強く、又間違つた療養の仕方により、二年で癒るのが三年も四年もと云う悲しい結果に陥らずにすむことだろう。

結核の権威者である松田博士の「療養の設計」の中に次の様なことが書いてある。

結核と診断されてがつかりし、永い療養生活にはいると、時間の使い途に困つて中間小説と云うあまり行儀のよくないことばかり書いてある話を朝つぱらから読み、疲れゝばラジオで「湯の町エレジー」を聞き、と云つた生活を毎日くり返しては、たいていの人間は生活を停滞さしてしまう。療養生活の最大の敵は停滞である。医者の安静の処方を生活の停止命令と解してはならない。「静臥」の中にも「絶対安静」の中にも道を求めなければならない……。

会社に衛生管理があり、労組に厚生部ありと云えども、なにかしらもつと結核専門の身近な指導なり、相談相手になつてくれる組織が欲しい。

療養の中に道を求めようとするとき、或は快復期の再発に対する不安など、体験者の話はどんなに有難く力強いことだろう。

自宅療養者及家族に至つては尚更のこと、これは凡ての結核患者が切望する気持であろう。病巣を広げないための安静と治癒能力を促すための精神の活動化とが、組織を通じて調和されることを希む ものである。

三年近い病床生活を顧みて、私は真剣に考える。現在三鉱関係に要注意者を含め一・〇〇〇名近い結核患者がいる。家族を含めばもつと多い数字になる。然も定期検診の度に次々と新しい結核患者が出て来るのだ！ そこで私の考える組織とは？

顧問又は嘱託として結核の権威者二名。次は組合本部に事務所を置き、快復者中より常任書記一名各支部非常任（財源が敵せば常任）の結核対策委員（仮称）一名を置き、結核患者全員を以て組織する結核対策委員会（仮称）である。

常に衛生管理者及厚生部と連絡を密にし、療養所自宅を問わず、会員の日常に至るまで、よく之を把握して、同一利害にたつ会員相互の利益を擁護し、以て療養生活の安定向上を図る目的である。

が只一つの大きな難関である財源に苦慮している……

とすれば、之は只単なる私の夢に終らねばならないのだろうか……

（港務支部）

× ×

× ×